

船舶インシデント調査報告書

令和3年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和3年5月8日 06時40分ごろ
発生場所	福岡県福岡市博多港内 博多港東航路第4号灯標から真方位080°480m付近 （概位 北緯33°38.4′ 東経130°22.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート野口コイン2号は、船外機を停止して漂泊中、始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年5月26日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 野口コイン2号、1.6トン 290-61348福岡、野口コイン株式会社 ガソリン機関（船外機）、4サイクル、出力84.60kW、回転数毎分6,000、4気筒、ボア81.0mm、使用燃料ガソリン、平成22年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、友人2人を乗せ、釣りの目的で福岡市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出航し、博多港内で船外機の始動、停止を繰り返して釣り場を移動しながら釣りを行っていたが、セルモータが回らなくなった。</p> <p>船長は、何度も船外機を再始動しようとしたが始動できずにバッテリーが上がり、航行不能と判断して118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視艇にえい航されたのち、本件マリーナ所属船に引き継がれ、本件マリーナに着岸した。</p> <p>船長は、本インシデント後、点検したところ、バッテリーの電圧が下がっており、長期間出航していない状態で、船外機の始動を繰り返したので、バッテリーが過放電し、セルモータが回らなくなったと思った。</p> <p>本船は、マリーナ修理担当者が後日バッテリーの交換を実施したところ、セルモータが回って復旧した。</p> <p>本船は、船長が、約5年前に購入して以来、年に数回程度出航していたが、今まで不具合が発生したことがなかったので、バッテリーの点検を実施したことがなく、購入以前にバッテリーを交換した時期は不明</p>

	であった。
分析	本船は、船長が本船を約5年前に購入して以来、年に数回程度しか出航せず、その間、バッテリーの点検が実施されていない中、船外機の始動、停止を繰り返したことから、バッテリーが過放電し、船外機を再始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船長が本船を約5年前に購入して以来、年に数回程度しか出航せず、その間、バッテリーの点検が実施されていない中、船外機の始動、停止を繰り返したため、バッテリーが過放電し、船外機を再始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、船舶を購入した際、バッテリーの点検を実施し、異常を認めた場合、交換すること。 ・ 小型船舶の船長は、特に長期間出航していない場合、出航前にバッテリーの放電状況を把握し、バッテリー電圧が下がっていた際は、充電や交換を行うこと。